

# 豊中市における歴史的文化的文書の保存及び 利用に関する取組みについて

豊中市総務部情報公開課

吉岡 基 よしおか・はじめ

## 1. はじめに

大阪府豊中市では平成25年10月、「豊中市における歴史的文化的文書の保存及び利用のあり方について」、豊中市歴史的文化的文書審議会から答申を受けました。答申では、地域の歴史・文化への理解の深まりはわがまちへの愛着や誇りを培い、このことが市民文化の創造や市民主体のまちづくりの原動力となって市の発展に寄与するものであるとした上で、地域に伝わる歴史資料や行政文書等の歴史的文化的文書の保存・利用について基本的な方向性を示していただきました。現在、この答申の趣旨を踏まえながら、具体的な取組みを進めているところです。

本稿では、これまでの本市の歴史的文化的文書にかかる取組みや審議会答申の内容を紹介するとともに、今後の課題等についても述べたいと思います。

## 2. 豊中市の概要

豊中市は、大阪府の北西部に位置し、大阪市に隣接する人口約40万人の中核市です。

明治43年(1910)3月に箕面有馬電気軌道(現在の阪急電鉄宝塚線)が開業して以来、都心への地の利や起伏に富んだ丘陵地形を生かして、沿線各地で住宅開発が進みました。昭和11年(1936)10月、豊中町ほか3村が合併して豊中市が誕生し、その後さらに周辺1町4村の編入を経て現市域となりました。昭和30年代に始まった我が国初の大規模ニュータウン「千里ニュータウン」など市街地開発が進展するのに伴い、教育施設や上下水道施設等の都市基盤とともに、名神高速道路

や中国自動車道、阪神高速池田線、新御堂筋等の幹線道路網や、阪急電鉄(6駅)や北大阪急行電鉄(3駅)、大阪モノレール(5駅)、阪急バス等の公共交通網の充実整備が図られました。また、市北西部には大阪の空の玄関口「大阪国際空港」を有するほか、東海道・山陽新幹線の新大阪駅にも近いことから、高い交通至便性を備えた、大阪都市近郊の良好な住宅都市として発展を続けています。

大正4年(1915)、第1回全国中等学校優勝野球大会(現在の全国高校野球選手権大会)が豊中グラウンドで開催されたことから、「高校野球発祥の地」として知られています。また、市のマスコットキャラクター「マチカネくん」は、昭和39年(1964)に大阪大学豊中待兼山キャンパスで発見された約45万年前の巨大なワニ(7メートル)の化石がモデルで、市制施行50周年のシンボルキャラクターとして誕生し、市のさまざまなPR活動に活躍しています。



高校野球発祥の地・高校野球メモリアルパーク

### 3. 文書管理と情報公開

豊中市における近年の文書管理は、情報公開制度とともに整備が進みました。情報公開制度としては、平成元年（1989）4月に「豊中市公文書の開示等に関する条例」が制定され、さらに平成13年（2001）4月には「豊中市情報公開条例」に全部改正されました。この条例改正に合わせて、文書管理について定めていた「執務規程」（昭和34年施行）を見直し、同13年10月に「豊中市行政文書管理規則」を制定しています。

豊中市情報公開条例の平成13年改正の主な内容としては、開示請求の対象を、決裁・供覧終了後としていた「公文書」から、組織共用文書である「行政文書」に改め、決裁・供覧が終了していても開示請求の対象としたことです。また、豊中市行政文書管理規則において、行政文書の保存期間の最長を「永年」とし、永年保存文書であっても30年経過したものについては保存期間の見直しを行うとの規定を設けました。この規定の趣旨は、行政文書は実施機関の職員が職務上用いる文書であり、いずれかの時点で職務上必要がなくなることを明確にしたものです。さらに、保存期間が経過した行政文書のうち、歴史的文化的価値を有する文書（以下「歴史的文化的文書」といいます。）については、総務部情報公開課長が引き継ぎ、保存することとしました。

これらの規定により、「業務上使うことはないけれども、貴重な文書として捨てられなかった」古い文書は、行政文書から歴史的文化的文書へと位置付けを見直したうえで「保存」することになりました。しかし、市民の市政への参加や行政の説明責任を果たすことを目的とする情報公開制度では、30年以上前の文書の開示を求められることはほとんどなく、実務上の影響が極めて少なかったことから、保存期間の見直しによる歴史的文化的文書への変更は進みませんでした。

### 4. 永年文書の一元保管

豊中市行政文書管理規則では、永年保存文書と歴史的文化的文書は総務部情報公開課長が保存す

ることとしています。永年保存文書は重要な行政文書であると同時に、将来において歴史的文化的文書になる可能性が高くなるため、散逸や誤廃棄を防ぐため、総務部情報公開課長において一元的に保管することとしています。

これらの文書を保存する書庫として、平成15年（2003）10月、「豊中市文書館」（長興寺2丁目）を設置しました。文書館の設置にあたっては、「公文書館」としての機能なども検討されましたが、歴史資料として重要な公文書を保存し、閲覧に供し、調査・研究を行う施設とはできなかったため、開設当初においては「（中間）書庫」としての機能を優先させ、公文書館的機能の充実については、引き続き検討することとしました。



豊中市文書館の書庫の様子

その後の歴史的文化的文書についての具体的な取組みとしては、平成17年度（2005）に入り、平成7年（1995）1月17日に発生した阪神淡路大震災<sup>1</sup>の発生から10年が経過したことで震災関連の行政文書が廃棄対象となるのを機に、歴史的文化的文書の「（仮）選別基準」を設けて関係文書の保存に努めました。

### 5. 市史編さんに伴う歴史資料

豊中市における市史編さんの取り組みは昭和30年代に編さんされた『豊中市史』に始まります。昭和61年（1986）には、市制施行50周年の記念事業として『新修豊中市史』編さん事業がスタートしました。市民の生活史や日常の社会史の視点から郷土の歴史を描くという構想のもと、部門史

編9巻・通史編2巻の全11巻構成の新たな市史編さんの取り組みとなりました。収集資料の調査分析が進む中、平成7年の阪神淡路大震災による未曾有の被害や長引く景気停滞による財政危機など、事業の進捗を妨げるさまざまな事象がありましたが、平成22年3月の最終巻刊行を以って事業は完了しました。



『新修豊中市史』全巻

市史編さんにあたっては、市内の旧家などから地域に伝わる貴重な史料の提供を受けましたが、その数は当初の予想を超え約2万点にも上りました。これらは『新修豊中市史』のほか『資料集』や『紀要』に掲載していますが、なお紹介されていないものが多数あります。編さん事業が完了した際には、市議会からも、事業に伴って収集した歴史資料の保存・活用について意見や要望がありました。

## 6. 豊中市歴史的文化的文書審議会の答申

平成23年4月の「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」といいます。）」施行を受けて、豊中市においても文書管理に関する仕組みの再構築に着手しました。その際、歴史的文化的文書については行政文書とは異なる取り扱いを検討するものとし、同年度に「豊中市歴史的文化的文書保存利用検討会議」を設置しました。検討会議では、歴史的文化的文書の取り扱いについて議論を進めつつ、保存期限が間近に到来する文書の誤廃棄等を防ぐため、「選別基準」の策定を先

行させることにしました。翌24年度には改めて附属機関である「豊中市歴史的文化的文書審議会」を設置し、引き続き歴史的文化的文書の取り扱いについて審議を重ねました。計5回に及ぶ審議を経て、平成25年10月、審議会から「豊中市における歴史的文化的文書の保存及び利用のあり方について」、答申をいただきました。

## 7. 審議会答申の要点

審議会での議論は、豊中市が歴史的文化的文書を保存し、利用に供する意義を明確にするところから始まりました。「古い文書は大切だ」という感覚は私たちに共通する認識ですが、市が事業として予算を計上し取り組みを進めていくためには、事業の意義や効果を明確にする必要があります。国における特定歴史公文書の保存・利用の意義については、「将来の国民への説明責任や、政府の諸活動を検証することにより将来の政策の検討に役立てる」などと説明されていますが、自治体において市民から古い文書を見たいと要望される理由としては、「自分が住んでいる地域の歴史や先祖のことを知りたい」というのがほとんどです。そこで、豊中市が歴史的文化的文書を市民の利用に供する意義については、『わがまちに対する誇りや愛着を培い、よりよいまちづくりを進める原動力となる』と整理し、さらに「第三次豊中市総合計画」や「豊中市自治基本条例」が掲げる市民主体のまちづくりの理念との関係を示すことによって、事業の位置付けが明確化されました。

歴史的文化的文書の保存については、歴史資料はもとより行政文書にも何らかの歴史的又は文化的価値が含まれることを前提としつつ、それら全てを保存することはできないため、価値が高いものを選別すべきものとされました。そして、豊中市の歴史や文化は他の地域と相互に影響をすることや、豊中市の歴史的文化的文書は、豊中市のみならず人類全体にとっても貴重な財産であると認識する必要があること等々、さまざまな意見が交わされました。

市が保有する歴史的文化的文書としては、①行

政文書であったもの、②市史編さん事業で収集した歴史資料、③その他これらに準ずるもの、としました。これらの区分を設けることによって、歴史的文化的文書を利用に供する場合、①については情報公開条例及び個人情報保護条例に準じた判断をすべきことを明確にすることにもつながりました。

次に、国においては公文書管理法で特定歴史公文書等の利用に関する請求権を設定し、先進自治体では条例でそれぞれの公文書館等で保管する歴史的な公文書等の利用請求権を設定しているところもありますが、本市においては歴史的文化的文書の保存・利用の意義を上記のように整理したことや、そこから導き出される利用目的に照らすと、歴史的文化的文書の利用について権利を設定することは馴染まないのではないかと議論があり、条例化の提言等はなされていません。このことは、歴史的文化的文書に記載されている内容は多岐にわたっており、利用による第三者の権利利益の侵害の可能性も一様ではなく、上記②と③については目的や方法などを問わずして判断することが難しいという実務上の課題を想定したものであります。このように条例化は予定しないこととしましたが、利用手続き等は明確にする必要があることから、規則の制定を検討することが確認されました。

なお、学術研究を目的とする利用については、歴史や文化を詳らかにし、他の地域の歴史や豊中市との関係を解き明かすなど、豊中市の歴史的文化的文書の保存・利用の趣旨に合致することから、原則として認めるべきであるとしています。

## 8. 課題と今後の展望

審議会の答申により、歴史的文化的文書の保存及び利用のしくみについて進むべき方向性が明確に示されたことを受け、今年度中には規則等を整備する予定としていますが、本格的な取り組みに至るにはまだ多くの課題があります。

一つは、施設の問題です。豊中市文書館は、昭和40年代に建てられた「(旧)豊中市教育研究所」

を引き継いだもので、建物や設備機能の老朽化とともに、耐震性能にも課題を有する状況です。また、温度・湿度が十分に管理できないなど、文書保管施設としては必ずしも良好とはいええず、環境整備が急がれます。機能面においても、豊中市文書館は書庫機能に合わせ公文書館的機能の一部を担うことが求められているものの、現在、専門的な調査・研究を行う職員は配置されていません。このように、建物施設の大規模改修や人材の確保・育成が必要となっておりますが、今回、歴史的文化的文書の保存・利用事業の意義と市の総合計画における位置付けを整理したことによって、改善に向けた取り組みがより明確になったといえます。

次に、具体的な利用等に関する課題です。歴史的文化的文書を利用に供する趣旨を考えると、利用者にも単に文書を「見る」だけでなく、なんらかの情報発信を期待するものです。答申においても、学術研究等による利用に当たってはその研究成果等を公表するとともに、市においても研究成果を活用すべきとの意見が出されていることから、今後、大学等の学術研究機関との連携に向けて、具体的な調整等を図る必要があります。

また、保存についても課題があります。古い紙の文書（簿冊）の劣化損傷が進むとともに、昭和50年頃に撮影したマイクロフィルムについても一部ピネガーシンドロームによる劣化が見受けられます。これら貴重な文書の情報が滅失しないように、これまでもマイクロフィルム撮影と画像データ化に取り組んできましたが、平成26年度から6年計画で、特に劣化が著しい文書等について集中的にマイクロフィルム撮影・電子データ化を進めることにしています。対象となる文書が膨大であるうえ、永年文書の見直しによって保存措置を講ずべき文書が増加すること等を考えると、なお数十年が必要であろうと試算しています。

## 9. おわりに

平成24年(2012)4月、豊中市は中核市になりました。本市は長く「住宅都市」「教育文化都市」

として歩んできましたが、これからも、過去から現在そして未来へとつながる人の絆を大切に、このまちを訪れ、そして暮らす人々が輝くまちづくりをめざしています。

住民が主体となったまちづくりを進めるためには、住民が自らの地域に興味や関心を持ち、その歴史や文化を知ることを抜きには考えられません。そのためには、地域に伝わる歴史資料や行政文書を大切に保存し、その活用を図ることが重要です。

豊中市では、歴史や文化を記した古い文書や貴重な資料を改めて「歴史的文化的文書」と位置付け、その意義を明確にすることで、これらを活用する準備を整えることができました。保存環境の充実や一般利用に向けた体制の整備など、解決すべき課題はさまざまですが、一歩ずつ取り組みを進めていきたいと考えています。

---

<sup>1</sup> 豊中市は、阪神淡路大震災では大阪府内で最大の被害（死者11人、重傷者101人、軽傷者2,395人、全壊家屋657棟など）を受け、その後の災害復興に追われることになりました。